

# 令和元年台風第19号等に被災した方の計量法関係 手数料の免除のお知らせ

## 計量法関係手数料の免除について

令和元年台風第19号等に基づく災害の被災者に対する手数料等の免除に関する条例（令和元年福島県条例第49号）が、令和元年11月18日に施行されました。これにより、対象となる事業所から申請あった場合は、次のとおり計量法関係手数料を免除します。

## 対象となる方

令和元年台風第19号等により被害を受けた福島県内に事業所を存する者

## 適用日

令和元年10月12日から適用します。

## 申請に必要な書類

検定申請書、装置検査申請書、基準器検査申請書または計量証明事業者登録証再交付申請書の提出に併せて次の書類を提出願います。なお、福島県収入証紙は貼付しないでください。

様式第1号から様式第5号は、本所ホームページからダウンロードしてください。

- 福島県計量検定所ホームページ [福島県計量検定所](#) で [検索](#)

## 1 被災した特定計量器の検定・装置検査及び基準器検査申請手数料の免除申請の場合

- 計量法関係手数料免除申請書（様式第1号）
- 特定計量器等の存する市町村が発行する「**り災証明書**」又は「**被災証明書**」（写し可）  
なお、「り災証明書」又は「被災証明書」を提出できない事情がある場合は、理由書（様式任意）及び被災したことを証する書類を提出願います。
- 確約書（様式第4号）  
製造・修理事業者が申請する場合など、免除申請者が被災者と異なる場合に提出願います。

## 2 被災により汚し、損じ、又は失った登録証及び各種証明書の再交付申請をする場合

- 計量法関係手数料免除申請書（計量証明事業者登録証）（様式第2号）
- 計量法関係手数料免除申請書（免除の申請をする証明書又は主任計量者試験の合格証）（様式第5号）

## 3 すでに手数料を納入しており、還付を申請する場合

- 計量法関係手数料免除申請書・還付請求書（様式第3号）
- 特定計量器等の存する市町村が発行する「**り災証明書**」又は「**被災証明書**」（写し可）  
なお、「り災証明書」又は「被災証明書」を提出できない事情がある場合は、理由書（様式任意）及び被災したことを証する書類を提出願います。
- 確約書（様式第4号）  
製造・修理事業者が申請する場合など、免除申請者が被災者と異なる場合に提出願います。

## 福島県計量検定所

〒960-8670 福島市杉妻町2-16

電話 024-521-7655・7657 FAX 024-521-7978

ホームページ [福島県計量検定所](#) で [検索](#)